

国民健康保険税（市町村税）

国民健康保険に要する費用にあてるため、国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。

国民健康保険の負担は医療保険の保険料の性格を持ちますが、「保険料」又は「保険税」のどちらの形式を採るか市町村が選択できることとされています。

◆納める人

原則として、国民健康保険の被保険者である世帯主

◆課税額

基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合算額

◆納める額の計算

まず、都道府県において、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金額及び標準的な税率が示されます。市町村は、都道府県において定められた標準税率等を参考に自団体の税率等を決定します。

◎基礎課税総額は、原則として次の(1)及び(2)の合算額です。

- (1) その年度の初日における一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の総額の見込額から、当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額
- (2) その年度分の前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

◎標準的な基礎課税総額の構成

基礎課税総額 上記(1)+(2)の額	1	所得割総額	(40%)	— 応能割 (50%) 1 + 2
	2	資産割総額	(10%)	
	3	被保険者均等割総額	(35%)	— 応益割 (50%) 3 + 4
	4	世帯別平等割総額	(15%)	

(注) 標準的な構成は上表のとおりですが、市町村の実情に応じて組み合わせや割合は異なります。

次に、各納税義務者ごとの基礎課税額を計算します。

(1) 所得割額

原則として、次の算式により計算されます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{世帯に属する被保険者の市町村民税の総所得金額、} \\ \text{山林所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、} \\ \text{土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、} \\ \text{先物取引に係る雑所得等の金額の合計額} \end{array} \right] - \text{基礎控除額} + \text{雑損失の繰越控除の金額} \times \text{あん分率（税率）}$$

(注) 1. あん分率（税率）= $\frac{\text{一般被保険者に係る所得割総額}}{\text{一般被保険者に係る課税総所得金額等の合計額}}$

2. 非自発的失業者については、給与所得を30/100として、所得割額を算定します。

(2) 資産割額

$$\left[\text{世帯に属する被保険者の固定資産税額（又は固定資産税額のうち土地及び家屋の税額）} \right] \times \text{あん分率（税率）}$$

(注) あん分率（税率）= $\frac{\text{一般被保険者に係る資産割総額}}{\text{一般被保険者に係る固定資産税額（又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分）の総額}}$

(3) 被保険者均等割額
被保険者数 × 均等割額

(4) 世帯別平等割額
1世帯 × 平等割額

次に、その年度に課税すべき後期高齢者支援金等課税総額を決定します。

◎標準後期高齢者支援金等課税総額は、当該年度分の後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

次に、各納税義務者ごとの後期高齢者支援金等課税額を計算しますが、計算方法は基礎課税額における場合と同様です。

最後に、その年度に課税すべき標準介護納付金課税総額を決定します。

◎標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額です。

次に、各納税義務者ごとの介護納付金課税額を計算しますが、計算方法は基礎課税額における場合と同様です。

以上によって計算された基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合計額が、国民健康保険税の納税額（年税額）となり、納税義務者である世帯主に通知されます。なお、国民健康保険税の基礎課税額は66万円を、後期高齢者支援金等課税額は26万円を、介護納付金課税額は17万円を超えることができないこととされています。

◆軽減措置・免除制度

1 一定の所得以下の世帯における軽減措置

一定の所得以下の世帯については、均等割額と平等割額の応益割について、一定割合が減額されることとなっています。

◎世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が、

ア 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合 ……下表A欄

イ 43万円+30.5万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合 ……下表B欄

ウ 43万円+56万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合 ……下表C欄

	A	B	C
市町村によって異なります。	7割減額	5割減額	2割減額
	5割減額 (当分の間は6割減額)	3割減額 (当分の間は4割減額)	
	5割減額	3割減額	

(注) 1. 「給与所得者等」とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方です。

2. 「給与所得者等の数－1」が0未満になる場合は0とします。

3. 「被保険者数」は、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含みます。

4. 非自発的失業者については、給与所得を30/100として、軽減判定を行います。

2 未就学児における軽減措置

令和4年4月1日から、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）については、均等割額について、5割減額されることとなっています。既に、一定の所得以下の世帯における均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の5割が減額されます。

(注) 1. 未就学児均等割後の税額が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が税額となります。

2. 世帯主、またはその他の世帯員は対象となりません。

3. 年齢は生まれた日から計算するため、満〇歳に到達する日は誕生日の前日となります。

3 産前産後の免除制度

令和6年1月1日から、出産される被保険者については、所得割額と均等割額について、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）免除されることとなっています。この免除にあたり、所得制限はありません。

・免除対象期間

出産予定日（出産日）の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から翌々月までの期間

	3か月前	前々月	前 月	出産(予定)月	翌 月	翌々月
単胎妊娠(出産)			○	★	○	○
多胎妊娠(出産)	○	○	○	★	○	○

(注) 1. この制度での出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩で、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。

2. 対象期間の保険税のうち、出産する（した）方の保険税のみが免除となります。

◆納 税

市町村からの通知により、定められた納期限までに納めます。

なお、納期は、市町村によって異なりますが、通常は4月、7月、10月、翌年1月の4回です。

また、下記に該当する場合は、原則として年金からの特別徴収になります。（過去の納付状況等から普通徴収の方法による方が、円滑に徴収できると市町村長が判断した場合には、口座振替により納めることもできます。）

○特別徴収の対象となる方（下記1～4の全てに該当する方）

- 1 国民健康保険に加入している世帯主・世帯員が全て65歳～74歳である方
- 2 年金給付額が年額18万円以上ある方
- 3 世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者である方
- 4 介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、年金給付額の2分の1より小さい方